

防衛庁職員給与法施行令（昭和27年政令第368号）第2条第3号の規定に基づき、非常の場合における給与の支払に関する訓令を次のように定める。

昭和34年1月13日

防衛庁長官 伊能繁次郎

非常の場合における給与の支払に関する訓令

改正 平成2年10月1日防衛庁訓令第38号

平成19年1月5日防衛庁訓令第1号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第2条第3号に規定する「疾病又は災害に準ずる非常の場合」は、職員又はその収入により生計を維持する者が盗難にかかり、俸給支給機関の長がその届出の日までの給与を支払うことが必要であると認めた場合とする。

（平2庁訓38・平19庁訓1・一部改正）

附 則

この訓令は、昭和34年1月13日から施行する。

附 則（平成2年10月1日庁訓第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成19年1月9日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。